

平成 31 年度美祢市配食サービス事業運営主体(受託者)募集要項

平成 31 年度美祢市配食サービス事業の運営主体（受託者）を次のとおり募集します。

平成 31 年 3 月 1 日

美祢市長 西 岡 晃

1 美祢市配食サービス事業の目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、美祢市配食サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、栄養バランスのとれた食事を提供することによって、当該高齢者等の食生活の向上と健康の保持に資することを目的とする。

2 委託する事業の内容

加齢に伴う心身機能の低下、心身の障害又は傷病等の理由により食事の調理が困難な概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等の利用者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、利用者宅への訪問により定期的に提供するとともに、訪問の際、利用者の安否の確認を行い、健康状態に異常があったとき等は、関係機関に連絡等を行う。

3 委託期間

契約日（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降）から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

4 運営主体の資格

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を受けている者であること。ただし、社会福祉事業を行う者にあつては、食品衛生法施行細則（昭和 48 年山口県規則第 10 号）第 17 条第 1 項の規定による給食の開始の届出を行っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 美祢市内に事業所を有する法人又は美祢市内に住所を有する個人であること。
- (4) 美祢市内に厨房施設を有している者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 国税、山口県税及び美祢市税を滞納している者でないこと。

5 運営主体の遵守事項

(1) 基本的事項

- ア 食品衛生法、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）等の公衆衛生に関する法令等を遵守すること。
- イ 高齢者等の心身の特性に配慮し、安全かつ確実に栄養バランスのとれた食事を提供することを心掛け、運営主体の責任において適切に事業を実施すること。
- ウ 利用実績等について証する帳簿等を整備すること。
- エ 事業の従事者は、利用者及びその家族の個人情報保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 職員に関する事項

ア 配置

事業の実施を指揮監督する管理責任者を配置すること。

また、栄養士（職員として配置できない場合には、外部の栄養士から指導を受けられることができる体制を確保することでも可）又は調理師の資格を有する者を配置すること。

イ 研修

職員に対し、定期的に事業の実施に関する適切な研修を行い、次の事項について周知徹底を図ること。

- (ア) 事業の目的・内容
- (イ) 事故発生時の対応方法
- (ウ) 利用者の安否確認の方法
- (エ) 利用者の異常事態を発見した場合の対応方法

(3) 衛生管理に関する事項

公衆衛生等の関係法令及び保健所等監督官庁の指導を遵守し、施設・設備の衛生管理に努め、次の事項に留意の上、食中毒等の発生防止に万全を期すること。

- ア 職員の清潔保持及び健康状態について、常時点検する体制を整えること。
- イ 食事の配達と容器の回収を同時に行う際には、配達車内における容器の置き場を分離（回収容器を密封されたケースに入れる等）すること。
- ウ 汚染作業区域と非汚染作業区域に区分し、その衛生管理を厳格に行うこと。

(4) 献立等に関する事項

ア 献立

(ア) 当該技能を十分に有する者が作成すること。

なお、栄養士（外部の栄養士でも可）が作成することが望ましい。

- (イ) 主食、主菜及び複数の副菜の組合せを基本とし、変化に富んだ献立となるよう努めるとともに、エネルギー量や栄養素等も含め、高齢者等の心身の特性に配慮した献立、調理、味付けとすること。
- (ウ) 2 日以上連続して同一の献立としないこと。また、1 日に 2 食（昼食と夕食）

を提供する場合も、その献立を別にすること。

- (エ) 1週間又は1箇月を単位とした献立予定表を、あらかじめ利用者に配布するとともに、市に提出すること。

イ 食材費

- (ア) 1食当たり370円以上を食材費に充てることとし、残額は、調理、配達及び安否確認に係る経費とすること。

- (イ) 1食当たりの委託料のうち、370円以上を食材費に充てたことを委託期間終了後に提出する実績報告書において明らかにすること。

ウ 調理する施設

原則、運営主体が有する美祢市内の厨房施設で調理すること。

エ 使用する容器

電子レンジ対応型とすること。ただし、保温容器（市が指定するものに限る。）を使用する場合は、この限りでない。

オ 提供可能な食数

1日当たり10食以上提供可能な能力を有すること。

カ 容器の回収

利用者に提供後の使用済みの容器は、運営主体が早期に回収すること。

なお、利用者の状況等によっては、配達日の翌日までに回収することが望ましい。

(5) その他

ア 苦情の処理

利用者からの苦情に対しては、迅速かつ適切に処理すること。

イ 代替体制

事故や食中毒の発生等により、受託期間中に事業の実施が困難となった場合に備え、代替体制を備えておくこと。

ウ 関係者等との連携

必要に応じ、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医療機関、関係行政機関等と連携が図れる体制を整えること。

6 事業の実施区域等

(1) 事業を実施する区域

運営主体は、次に掲げる地区のうちから、年間を通じて事業の実施が可能な地区を選択の上、受託できるものとする。

ア 大嶺地区 大嶺町の全ての区域

イ 伊佐地区 伊佐町の全ての区域

ウ 豊田前地区 豊田前町の全ての区域

エ 於福地区 於福町の全ての区域

オ 厚保地区	東厚保町及び西厚保町の全ての区域
カ 美東北部地区	美東町赤郷及び大田の全ての区域
キ 美東南部地区	美東町綾木及び真長田の全ての区域
ク 秋芳北部地区	秋芳町嘉万、青景及び別府の全ての区域
ケ 秋芳南部地区	秋芳町秋吉、岩永本郷及び岩永下郷の全ての区域

(2) 事業を実施する日

運営主体は、年間を通じて事業の実施が可能な曜日（週2日以上を必須）を選択の上、受託できるものとする。

(3) 事業を実施する時間（食事）

昼食又は夕食とし、運営主体は、年間を通じて提供が可能な食事を選択の上、受託できるものとする。なお、配達の間時間帯は、次のとおりとする。

- ア 昼食 午前10時から正午まで
- イ 夕食 午後4時から午後6時まで

(4) 事業の利用者

事業の利用希望者又はその家族が、市に事業の利用を申請（希望する運営主体、曜日、時間（昼食又は夕食）等）し、市が審査の上、事業の利用を決定（申請の却下もある。）するので、運営主体は、当該決定に基づき事業を実施するものとする。

7 運営主体への委託料

1食当たり900円とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに定める額を加算する。

- (1) 保温容器（市が指定するものに限る。）を使用する場合は、1食当たり200円
- (2) 配達出発地から利用者宅までの直線距離（片道）が、10km以上15km未満の場合は1食当たり200円、15km以上の場合は、1食当たり300円
- (3) 土曜日又は日曜日に配達する場合は、1食当たり200円

8 利用者負担金

(1) 利用者負担金の額の決定

1食当たりの利用者負担金の額は、利用者の課税状況等に応じて、市が決定し、利用者及び運営主体に通知する。

(2) 利用者負担金の徴収

- ア 運営主体の責任において徴収し、前払い（回数券の販売）や口座振替等により、滞納が生じないように努めること。なお、利用者による利用者負担金の滞納は、市はその補填をしない。
- イ 回数券を販売する場合において、運営主体の変更や利用廃止のため不要となった回数券については、当該運営主体が買い戻すこと。また、利用者負担金の額に変更があったときは、利用者に不利益を生じさせないこと。

(3) 利用者負担金の納入

運営主体は、徴収した利用者負担金を、1箇月分をまとめて翌月末までに市に納入すること。

9 利用者の情報

- (1) 市は、利用者ごとに住所、氏名、生年月日、緊急連絡先等を記載した「利用者カード」を作成し、配食サービス事業利用決定通知書とともに運営主体に送付（事業開始日の概ね2日前まで）するので、運営主体は、事業の実施において活用すること。
- (2) 利用者が、運営主体を変更又は利用を廃止したときは、運営主体は、「利用者カード」を市へ返還すること。

10 安否確認の方法

- (1) 食事の配達時には、利用者へ食事を手渡しの上、声かけなどにより、必ず安否確認を行うこと。ただし、利用者から不在の日を特定した事前連絡があった場合に限り、利用者が指定した方法で受け渡すことができる。
- (2) 事前の連絡なく利用者が不在の場合は、原則として食事は持ち帰ること。ただし、利用者が、不在時における安否確認の方法を指定している場合は、この限りでない。
- (3) 安否確認の際に異常事態を発見した場合は、利用者が指定した緊急連絡先へ連絡するなど、適切な対応を早急に行うとともに、その対応の状況について、配食サービス異常事態報告書により速やかに市に報告すること。

11 事業の利用開始までの流れ

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 利用希望者又はその家族が、市に事業利用を申請② 市が審査し、事業の利用の可否を決定③ 【利用決定の場合】市が運営主体に連絡（事業開始日の概ね2日前まで）④ 運営主体による食事の配達・安否確認の開始 |
|---|

12 応募方法

- (1) 提出書類・提出物（平成30年度美祢市配食サービス事業の運営主体（受託者）は、ア、イ、カのみ）
 - ア 美祢市配食サービス事業運営主体（受託者）応募申込書（別記様式第1号）
 - イ 美祢市配食サービス事業受託計画書（別記様式第2号）
 - ウ 食品衛生法の規定による営業許可証の写し又は食品衛生法施行細則の給食開始届の写し
 - エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 次のいずれかの証明書（提出日の3箇月以内に交付されたものに限る。）

(ア) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(イ) 個人事業者にあつては、本籍地市町村長の発行する身分証明書

カ 納税証明書（提出日の3箇月以内に交付されたものに限る。）

(ア) 国税（法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税）について、滞納がないことを確認できる証明書（コピー可。税務署様式その3の3（個人の場合は様式その3の2））

(イ) 山口県税（全税目）について、滞納がないことを確認できる証明書（コピー可）

(ウ) 美祢市税（全税目）について、滞納がないことを確認できる証明書（コピー不可）

キ 使用する容器のサンプル又は仕様の分かるカタログ

(2) 募集期間

随時募集とする。

(3) 提出場所

〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 美祢市市民福祉部高齢福祉課

(4) 提出方法

持参又は郵便とする。ただし、郵便による提出の場合は、書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。

13 運営主体の決定

応募書類等を審査の上、その結果を書類受領後2週間以内に応募者に通知する。

14 美祢市配食サービス事業の実施状況

(1) 事業利用者数 54人（平成31年1月31日現在）

(2) 運営主体(受託者) 3事業者（平成31年1月31日現在）

(3) 年間延べ配食数 8,517食（平成30年4月1日～平成31年1月31日）

15 募集に関する問合せ先

(1) 担当部署 美祢市市民福祉部高齢福祉課

(2) 担当者 福田、森山

(3) 電話 0837-52-1132

(4) F A X 0837-52-1490